

令和4年  
1月発行



# ほうかつだより

回覧

## 高齢者の権利をまもる

認知症などにより判断力の低下した高齢者の方は、そうではない他の方と比べると虐待や悪質商法の被害等、権利の侵害にあいやすい状況にあることから、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活するための支援が必要です。地域包括支援センターでは、高齢者の方の権利を守るための活動を関係機関と連携を図りながら行っています。



### 高齢者虐待防止

高齢者虐待防止法の目的は虐待を行っている養護者を罰することではなく、「高齢者の権利利益の擁護」です。虐待防止の観点から養護者への支援についても定められています。地域包括支援センターは身近な相談機関として、市と連携・協働して虐待対応を行っています。



### 消費者被害防止

消費生活センターと連携を図り、地域における消費者被害を把握し、民生委員や介護支援専門員などに情報提供することで、消費者被害の相談・情報が入るように予防・防止の啓発を行っています。

### 成年後見制度

判断能力が十分でなくなり、お金の管理や介護サービスの契約などが難しくなった場合、契約等の法律行為の代理、財産管理を家庭裁判所に選任された後見人が支援する制度です。久留米市には専門の相談機関として、久留米市成年後見センターがあります。



### 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などに対して、社会福祉協議会が福祉サービスの利用を援助したり、日常の金銭管理や重要な書類等を預かることができます。

地域で気になる高齢者の方がいたら、早めにご相談ください。  
※高齢者虐待の相談内容や相談者の秘密は守られます。

相談先

久留米市長寿支援課（0942-30-9038）  
または久留米市地域包括支援センター（裏面記載）

地域包括支援センターは、地域の皆様や関係機関との協働による高齢者の支援や専門的な地域課題を解決するためのネットワークづくりを目指しています。

次回、3月号では『介護予防の取り組み』についてお伝えします。